

# 議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

(消防本部) 予防課 指導係

## 議案名

議案第 9 号 桐生市火災予防条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

法令等の規定に違反する防火対象物の消防用設備等の公表に係る規定を新たに設けるため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

- 1 防火対象物を利用者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令又は条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができるようにします。
- 2 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとします。
- 3 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めます。

### 【参考】規則で定める防火対象物及び違反の内容並びに公表事項等

- ① 公表の対象となる防火対象物  
火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店、福祉施設等を対象とします。  
(※その他の建物でも、消防長が危険であると認める場合は対象となります。)
- ② 公表の対象となる重大な消防法令違反  
防火対象物で、法令又は条例で定める技術上基準に従って設置しなければならない消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたものを対象とします。
- ③ 公表事項及び公表方法  
違反のある防火対象物の名称、所在地、違反の内容等を市ホームページに掲載し、公表します。

(施行期日： 平成 30 年 4 月 1 日)

## 背景・経過

違反対象物に係る公表制度は、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災等を踏まえ、建物の利用者自らがその建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断に活用できるよう、消防機関が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反に係る情報を利用者などに公表する制度です。